

士幌町子ども交流センター 「こもれび」 利用のしおり



【住所】 士幌町字士幌西3線211番地

【電話番号】 5-5556

【事業運営者】 社会福祉法人温真会(Tel7-4446)

【設置者】 士幌町教育委員会教育課社会教育グループ(Tel5-4733)

士幌町子ども交流センター「こもれび」の利用について

1 事業内容

- (1) 放課後児童健全育成事業（士幌学童保育所利用）
- (2) 一般開放利用事業（学童保育所以外の児童利用）
- (3) 放課後子ども教室事業（館内における体験活動・交流活動等）

2 放課後児童健全育成事業（士幌学童保育所利用）

(1) 対象者

- ① 士幌小学校の児童で、保護者（保育能力のある同一世帯者全員が対象）が昼間家庭にいない保育が受けられない児童
- ② 保護者のパート就労等で週のうち数日保育が受けられない児童（学童入所申請書において、指定した曜日での利用が原則となる）
- ③ 保護者のパート就労等で長期休業日等のみ（春、夏、冬休み等）保育が受けられない児童

※詳しい入所基準に関してはP6の「士幌町学童保育所の入所基準詳細について」
をご覧ください。

(2) 入所期間

- ① 通年は、4月1日から翌年3月31日
- ② 期間入所は、1ヶ月以上の期間を指定して入所する場合

(3) 開設時間

- ① 学校登校日は、下校時～18時30分
- ② 学校休業日（第1,3土曜日、学校長期休業日等）は、8時～18時30分

※保護者の勤務時間により退所時刻は異なります。

(4-1) 1日の流れ（学校登校日）

- 13時～ 児童受け入れ
- 15時～17時 自由遊びや工作遊びを実施
- 18時30分 閉館

(4-2) 1日の流れ（学校休業日）

- 8時～ 児童受け入れ
- ※その後は自由遊びや工作遊び等を行います。

- 12時～13時 昼食
- 18時30分 閉館

(5) 休所日

- ① 第2、4、5土曜日・日曜日・祝祭日
- ② 年末年始（12月31日から翌年1月5日）
- ③ その他（悪天候やインフルエンザ等による臨時休校日等）

(6) 保護者の負担

- ① 月額 1,500 円です。町より納付書が送付されますので、納入してください。なお、土幌町就学援助費支給要綱（平成 28 年教委告示第 2 号）の規定により要保護児童又は準要保護児童の認定を受けた児童に係る学童保育使用料については免除となります。
- ② 月の途中での入退所で、入所期間が開設日の 2 分の 1 に満たない場合は、月額額の 2 分の 1 を納入していただきます。

(7) 学童保育所利用に必要な持ち物

- ① 上ぐつ→自分の下駄箱に置いてください。
- ② 着替え（パンツ×2、シャツ×2、靴下×2、ズボン、長袖等々）
→着替えボックスの中に入れてください。
- ③ コップ→うがいや水分補給に必要です。
- ④ その他必要な薬類→指導員にご相談ください。

上記以外にも携行品としてカッパ等の雨具があると雨天時に入退館する際に便利です。※上記の持ち物、その他持ち物には全て名前を明記してください。

(8) 送迎について

- ① 保護者の仕事が終わり次第、閉所時間前であってもお迎えに来てください。
- ② 保護者以外の方がお迎えに来る場合は、事前にご連絡ください。
- ③ 児童の退所時刻（定時）をお知らせください。習い事などによって曜日ごとに異なる場合も同様です。
- ④ 気象条件等により危険と判断した時は、お迎えをお願いします。
- ⑤ 児童の入退所情報を保護者の指定アドレスに、タッチメールで配信します。
（詳細・注意点等について P 7 の「タッチメールについて」を必ずご覧ください。）

(9) その他

- ① 新規で入所する方は事前に面談を行います。後日、申請時に記入いただいたメールアドレスに案内メールを送信しますので、希望日時をご返信ください。

3 一般開放利用事業（学童保育所以外の児童利用）

(1) 対象者

- ① 土幌町子ども交流センターを利用登録した児童

(2) 利用方法

- ① 入退館は、自由になります。施設内に職員はいますが、常時児童を見ている状況ではありません。交流広場・遊技場が利用できます。ただし、放課後子ども教室やその他事業開催時には遊戯室は自由に使用できません。
- ② 学校休業日（長期休業中）は、開館時間中にご利用ください。

(2) 開館時間

- ① 4月1日から10月31日まで、午前9時から午後5時まで
- ② 11月1日から翌年3月31日まで、午前9時から午後4時まで

(3) 休館日

- ① 土曜日・日曜日・祝祭日

- ② 年末年始（12月31日から翌年1月5日）
- (4) その他
 - ・スクールバスの利用者で、バス待ちを当館で行う場合は土幌町子ども交流センター利用登録で申請してください。

4 放課後子ども教室事業（館内における体験活動・交流活動等）

- (1) 対象者
 - ① 土幌学童保育所通所児童及び土幌町子ども交流センターを利用（一般開放利用）登録した児童
- (2) 開設日及び開設時間
 - ① 開館日は毎日実施
 - ② 実施予定時間は、午後3時～午後4時
- (3) 事業内容（予定）
 - ① 英語教室、ダンス教室、スポーツ教室等を行います。
- (4) 申し込み
 - ① 毎月学校を通じて出す案内に参加申込用紙が付いています。
 - ② 参加申し込みの必要がない事業は、自由に参加できます。

5 施設利用について

保育室は、学童保育所通所児童のみが利用できます。

6 安全管理について

- (1) 施設内でのけが等に対応するため、学童保育所通所児童は利用料を納入いただき保険に加入しています。一般開放利用の児童は年額400円の保険に任意で加入いただけます。一般開放利用児童の登録数が増えているため、万が一に備えて利用頻度が高い児童への加入をおすすめしております。
- (2) ケガ・急病等により、緊急に連絡を必要とすることがありますので、住所・保護者の勤め先・電話番号等（携帯含む）に変更がある場合は、早急にお知らせください。
- (3) 子どもの健康状態に十分注意を払い、体調に少しでも不安を感じる場合は、来館を見合わせてください。

7 持ち物について

- (1) 遊びに関しては、子ども交流センターの備品等を使用しますので、おもちゃの持ち込みは禁止です。（例：カードゲーム、ビーズ、マスコット人形、ゲーム機など）
- (2) 会館内への飲食物の持込みはご遠慮ください。ただし、お茶及び水等は持参できます。

- (3) 現金の持込みは原則禁止です。必要な場合は連絡いたします。
- (4) 上靴をご持参ください（学童保育所児童及びスクールバスで下校する児童は下駄箱の利用ができます。）。

8 運営について

土幌町子ども交流センター事業の運営については、社会福祉法人温真会に委託して運営しています。 TEL：7-4446（中土幌児童ステーション内）

9 その他

- (1) 保育について不明な点、ご相談があれば指導員にお尋ねください。
- (2) 保育に必要な事柄はその都度ご連絡いたしますのでご協力ください。
- (3) 施設利用において不明な点がございましたら、教育課社会教育グループ（TEL 5-4733）までお問い合わせください。

士幌町学童保育所の入所基準詳細について

入所基準		提出書類 (コピーをとらせてもらう場合もあります)
1	1ヶ月において、48時間以上労働することを常態とするとき	勤務証明書
2	妊娠中であるか又は出産後間がないこと →出産予定日を基準として原則、産前産後8週間	母子手帳など(出産予定日が確認できる部分)
3	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること →療養を必要としなくなるまで	診断書・特定疾患などの受給者証・身体障害者手帳など
4	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること →介護を必要としなくなるまで	親族の要介護度などのわかるもの
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているとき	被災証明書など
6	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること →90日間	ハローワークの登録証など
7	学校等教育施設に在学しているとき。	学生証など
8	公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けているとき	学生証など
9	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるとき	
10	配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められるとき	
11	育児休業中、児童が学童保育所を引き続き利用することが必要であると認められるとき	育児休業中であることを証明できるもの
12	その他教育長が特に必要と認める場合	

～入所決定期間の参考例～

例① 求職活動中の要件で申込書を提出→90日間

4月1日入所の場合 → 6月30日まで(90日間)

6月末までに勤務証明書を提出してください。期限を過ぎた場合原則退所となります。

例② 妊娠・出産の要件で申込書を提出

→原則産前産後8週間(産後については8週間を経過する日の翌日の属する月の末日を原則期限としますが、当該末日までに再度申請・面談により母子の状況に応じ最長4ヶ月まで延長可能とします。合計で約6ヶ月)

○出産予定日が6月21日の場合は、8週が経過する8月16日の月末まで

→8月末日まで

○期間を最長4ヶ月延長する場合、→12月末まで

※期限を過ぎた場合原則退所となります。

タッチメールについて

- タッチメールとは児童が学童保育所に入館、退館した際に保護者のあらかじめ登録しておいたメールアドレスに入館や退館したことをお知らせするシステムです。
- 児童一人ひとりに専用のＩＣカードがあり、児童が学校を下校後学童保育所に登所・退所した際に支援員がカードリーダーにカードをかざすと自動的に保護者にメールが届きます。
- タッチメールの他に、一斉メール送信というシステムがあります。学童行事のお知らせやインフルエンザなどの感染症が流行した場合も保護者にメールでお知らせいたします。（学年ごと、習い事別に送信することもできます）
- 登録できるメールアドレスは１人の児童につき、最大２件までです。登録は申込書の児童調査票に記入欄がありますのでご記入ください。
- 新１年生のタッチメールは児童調査票が集まり、登録が済み次第の運用になりますのでご了承ください。
- ★登録していただく携帯電話の受信設定で、パソコンからのメールを拒否している場合は学童からのメールは届かなくなっています。事前に学童保育所から届くメールアドレスを登録するか、学童保育所のメールアドレスのみ許可するの設定等が必要です。メールアドレスは（shihorogakudou@bz04.plala.or.jp）です。

安心・安全の保育を目指してまいりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。